

就労継続支援A型に係る（I）労働時間区分に関する確認書

事業所・施設名		就労継続支援センターまるはち					
平均労働時間区分 (該当の番号に○)	1	1日の平均労働時間が7時間以上					
	2	1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満					
	3	1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満					
	4	1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満					
	5	1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満					
	6	1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満					
	7	1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満					
	8	1日の平均労働時間が2時間未満					
	前年度の労働時間・利用者の状況	→各月の前に年を記入すること。		延べ労働時間数		延べ利用者数 (雇用契約者数)	
3年4月			1,004	時間	396	人	
3年5月			990	時間	388	人	
3年6月			1,021	時間	401	人	
3年7月			1,015	時間	404	人	
3年8月			977	時間	396	人	
3年9月			1,024	時間	411	人	
3年10月			1,005	時間	406	人	
3年11月			1,028	時間	402	人	
3年12月			1,006	時間	398	人	
4年1月			1,018	時間	392	人	
4年2月			988	時間	407	人	
4年3月			1,035	時間	411	人	
合計	12,111	時間	4,812	人			

注1 延べ労働時間数は、実際に利用者が労働した時間数をそれぞれの月で算出し総計するものである。休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間は労働時間数に含めない。年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含む。）や健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等であっても労働時間として賃金を支払っている場合は労働時間に含めるものとする。

注2 延べ利用者数は、雇用契約を締結している者であって実際に賃金を支払った人数をそれぞれの月ごとに算出すること。

注3 利用開始時には予見できない事由により短時間労働（1日の労働時間が4時間未満）となった場合は、90日分を限度として、延べ労働時間数・延べ利用者数から除外することができる。この場合、あらかじめ当該利用者について算定除外に該当するかどうかの協議を、前年度の1月末までに提出し、認められた場合のみ除外できるものとする。